

道路特定財源の見直しに関する骨子

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進める。
2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
3. 国の道路特定財源全体については、
 - ① 税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行う。
 - ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。
4. 我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保などの政策課題に重点的に取り組む一環として、国民の要望を踏まえた道路関連の措置を検討する。